



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年10月30日火曜日 第2416号

◇ 目次 ◇ 告 示

保安林予定森林にする旨の通知(2件).....	994
解除予定保安林.....	994
臨港地区の指定.....	994

公 告

土地の売払い.....	995
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件).....	996

教育委員会公告

情報教育室教育用コンピュータシステムの借入れ.....	996
-----------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1304号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成24年10月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
大洲市河辺町三嶋2647、2650、2651、2652の1、2657から2665まで、2671、2672、2674、2675の1、2676、2677、2679から2684まで、2687の1、2692の1、2693、2695の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
河辺町三嶋2647・2651・2652の1・2663・2664・2671・2672・2682・2683(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)、2680、2681
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1305号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法

(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成24年10月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡松野町大字吉野3688の1
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1306号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。
平成24年10月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所
八幡浜市五反田2番耕地531の4、2番耕地532の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第1307号

港湾法(昭和25年法律第218号)第38条第1項の規定に基づき、次のように玉津港の臨港地区を定めた。
その臨港地区の区域を示す図面は、愛媛県庁土木部河川港湾局港湾海岸課、南予地方局建設部及び宇和島市役所建設部において公衆の縦覧に供する。
平成24年10月30日

玉津港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

- 1 臨港地区の名称
玉津港臨港地区
- 2 臨港地区の区域
宇和島市吉田町の一部

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年10月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
西条市丹原町石経1293番2	畑	1,227.31㎡	920,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成24年10月30日（火）から12月4日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912-2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成24年12月4日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成24年11月21日（水）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成24年12月19日（水）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

西条市丹原町池田1611番地

愛媛県西条第二庁舎4階大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月30日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年10月16日	特定非営利活動法人介護企画あき	白神敏恵	松山市南江戸4丁目5番25号	この法人は、身体障害者、高齢者に対して、ゆったりとした環境の中、家庭的な雰囲気での生活が送れるよう共同生活型介護システムの運営事業と年齢を問わず社会との交流を必要とする人や集団生活になじめない子供たちに対して勉学、趣味生き甲斐等のサービスを提供する事業を行い、もって福祉社会の増進と実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月30日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年10月17日	NPO法人ケア・サポート	石山新	愛媛県今治市吉海町臥間46番2	この法人は、高齢者、障害者に対して、福祉サービスに関する事業を行うとともに、認知症等介護に関する情報を提供し、介護教育活動・まちづくり事業・地球環境保全事業及び農業等を通じて地域社会と交流を図る事で、互いに助け合い、個人が尊厳を持ちつつ心豊かに過ごせる社会の醸成に寄与することを目的とする。

教育委員会公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年10月30日

愛媛県総合教育センター

所長 梶原龍吾

1 入札に付する事項

- (1) 件名
情報教育室教育用コンピュータシステムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
情報教育室教育用コンピュータシステム一式（サーバ装置一式、研修用コンピュータ式、管理用コンピュータ式、周辺機器一式、ソフトウェア式、据付け、配線、調整、保守等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成25年3月1日から平成30年2月28日まで
- (5) 借入場所
愛媛県総合教育センター
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとす。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成23年度、平成24年度及び平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 4(3)に掲げる受領期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県総合教育センター総務課
〒791-1136
愛媛県松山市上野町甲650番地
電話 (089) 963-3111
- (2) 入札書の受領期限
平成24年12月17日(月)午後2時まで
- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成24年12月17日(月)午後2時

愛媛県総合教育センター本館4階第3講義室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、平成24年11月22日(木)午後5時まで提出しなければならない。

なお、愛媛県総合教育センター所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県総合教育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased :

Computer Network System for ICT Educational Use , 1 system

(2) Time limit of tender : 2 : 00P .M . , 17 December 2012

(3) For further information , please contact : Ehime

Prefecture Education Center , General Affairs Division ,
ko 650 Uenocho , Matsuyama , Ehime 791 1136 Japan

TEL 089 963 3111